

令和7年度 秋田市立御所野小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

子ども等に対して一定の人的関係にある他の子ども等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、対象となった子ども等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・ いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- ・ いじめは、人権侵害であり、卑怯な行為として、絶対に許されない行為であること
- ・ いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること
- ・ いじめは、子どもが入れ替わりながら加害も被害も経験する場合があること
- ・ いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ・ いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
- ・ いじめは、加害、被害の二者の関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」の存在など、集団全体にかかわる問題であること
- ・ いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題であること

本校ではこのような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。

(3) いじめの解消

- ・ 少なくとも次の2つの要件が満たされて、いじめが解消している状態と捉えます。

- ① いじめを受けた子どもに対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。
- ② いじめに係る行為が止んだかを判断する時点において、いじめを受けた子どもが、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

- ・ いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては、日常的に保護者と連携しながら注意深く観察します。
- ・ 真にいじめを乗り越えた状態とは、上記の条件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されると認識し、慎重に対応します。

(4) いじめ防止のための組織

- ・ 複数の教職員（管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任）のほか、スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、PTA会長・副会長などの中から教職員以外の外部専門家等の参加を得た構成員全体による「御所野小いじめ防止対策委員会」、また、教職員による日常的な「校内いじめ防止対策委員会」を組織し、基本方針や年間計画の策定、見直し、日常の情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行います。

2 いじめの未然防止のための取組

一人一人の子どもたちが楽しい学校生活を送ることができるように、思いやりの心をもち互いに協力し合う温かな学級づくりを目指します。また、子ども一人一人の規範意識を高めるよう、道徳教育の充実を図るとともに、子どもたちの主体的な学びを促す授業づくりに取り組みます。

- (1) 言葉を大切にし、笑顔でいっぱいにする取組の推進
 - ・言葉は話し手の心が表れるものであり、人と人をつなぐものは言葉であるとの基本姿勢に立ち、あいさつをはじめとして相手を思いやる言葉を発することのできる子どもを育てることを全教育活動を通して目指します。相手を傷つける言葉は、聞き逃さずにその場で指導するとともに、言葉のもつ意味を子どもに分かるよう指導します。また、教師自身も、子どもの模範となるよう、よき言葉の使い手として生活するよう努めます。
- (2) 一人一人が存在感を高める学級・学年経営
 - ・一人一人のよさや個性を生かし、互いに励まし合い、高め合う学級づくりをします。また、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成します。（「秋田わか杉っ子 いじめゼロに向けた五か条」の活用）
 - ・様々な活動等とおして、子ども同士、子どもと教師の温かな人間関係を構築します。
 - ・職員のアイディアを生かした協力体制のもとに学年経営を展開します。
- (3) 確かな学びを育む学習指導の充実
 - ・「分かった」「できた」「もっと学びたい」を実感し、粘り強く学び続ける意欲を高める子どもの姿、互いに伝え合い、聞き合い、話し合うことで考えを広げ、深める子どもの姿を目指して、すべての子どもが参加し、活躍できる授業改善に取り組みます。
- (4) 信頼関係を築き、子どもの心に寄り添う生徒指導の充実
 - ・子どもの生活等について把握し、一人一人に即した手立てを継続することにより、安心して学校生活を送れるように支援します。
 - ・特に配慮が必要な子ども（発達障害や性同一性障害のある子ども、外国にルーツを持つ子ども、大きな災害により避難した子ども）への特性や心情に配慮した適切な支援の充実を図ります。
 - ・本校のいじめ防止基本方針や取組、いじめの問題について校内研修や職員会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図ります。
- (5) 子ども主体のいじめ未然防止に向けた活動の推進
 - ・いじめ問題について考え議論するなど、道徳科、学級活動、児童会活動等とおして、子ども自らがいじめの問題について考え、未然防止の方法を話し合い実践する子ども主体の活動を推進します。
- (6) 自分のよさに気付き、将来の夢を育むキャリア教育の推進
 - ・社会的自立、職業的自立の基盤となる基礎的・汎用的能力の育成を図り、望ましい勤労観や職業観を育てます。
- (7) 特別支援教育の推進
 - ・特別な支援を要する子どもたちへの理解を深め、一人一人の成長を促す教育を推進します。
- (8) 家庭や地域社会との連携を重視した教育活動の展開
 - ・家庭や地域の人材や教育力を有効に活用し、活気にあふれた学校を目指します。
 - ・学校一学年一学級経営について説明する機会を生かして、子どもの生活状況や家庭での様子について話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。

3 いじめの早期発見の取組

日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教職員による観察をとおして、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。また、気付いた情報は確実に共有し、速やかに対応します。

(1) 生活アンケート・個人面談の実施

- ・ 3 か月毎、全学級で簡易な生活アンケートを、また、6月、12月の年2回、第3学年以上の子どもを対象とし「生活アンケート」や「Q-Uアンケート」を実施します。アンケート結果を基に、特別に配慮すべき子どもに対する支援の方策について検討します。また、随時個人面談を実施し、心配事や悩みを聞いたり、子どもたちの表情や小さな変化に目を向けたりするように努めます。気になる結果や支援が必要となるものについては、速やかに事実確認を進め早期に対応します。

(2) 休み時間や地域・施設の巡回指導の実施

- ・ たくさんの子どもが集まる各学年のホールは、担任や担任以外の教師が見回りをして、子どもの様子の観察と過ごし方の指導をします。また、下校の様子や、児童センターでの利用の仕方に関する情報を収集し、他の団体や施設との連携を図ります。

(3) 教職員の共通理解

- ・ 各学年の子どもについての様子や変容について情報交換したり、対応を検討したりする「子どもを語る会」を年3回計画（4月、5月、10月）し、実施します。また、学年主任会や総務会、職員会議、隔週で行われる職員打合せにおいても子どもの様子を話題にし、職員全体で共通理解して対応します。
- ・ 次のような事案でも、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を行います。
 - けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
 - 好意から行った行為が意図せず相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
 - いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合
 - インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合

(4) 家庭との連携

- ・ 地域巡回（適宜）や教育相談（7、12月）を実施し、家庭と学校での様子についての情報交換をします。校報や学年通信、学校ホームページなどで学校での子どもの様子を伝えたり、随時、連絡帳や電話などで家庭と連絡を取り合ったり家庭訪問や教育相談を行ったりしながら、保護者との相互理解を深めることを目指します。

(5) 相談窓口を児童及び保護者に周知

- ・ 相談内容により学級担任以外にも、学年主任、教頭、生徒指導主事、養護教諭が、子どもや保護者の相談に応じます。

(6) 「校内いじめ防止対策委員会」「御所野小いじめ防止対策委員会」での情報共有

- ・ 子どもや保護者からの訴えやいじめに係る情報を、教職員が個別に抱え込まず、学年で共有し、他の業務に優先して、即日、当該情報を速やかに管理職に報告・連絡・相談するとともに、「校内いじめ防止対策委員会」や「御所野小いじめ防止対策委員会」において、その情報を共有し学校の組織的な対応につなげます。

4 いじめの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「校内いじめ防止対策委員会」で対応策を検討し、誰がどの子どもに対応をするかなど具体的な役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども、関係する子どもから聞き取りながら事実関係を明らかにし、迅速で的確な実態把握（いつ、どこで、誰が、何を、どのように、どの程度）により状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添った丁寧な対応で、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導をとおり、心からの反省を促します。

(3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関等（秋田東警察署、秋田市教育委員会、PTA会長、連合町内会長、主任児童委員等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、警察との連携を図ります。

(4) 保護者の理解と協力

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子ども状況等について、適切に状況を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

(5) 重大事態への対処

- ・生命や身体または財産に重大な被害が生じた疑い、また、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します。
- ・子どもや保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

特定の教職員で問題を抱え込まず、いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得て、いじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・複数の教職員（管理職、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任、教科担任）と教職員以外の外部専門家等（スクールカウンセラー、学校運営協議会委員、PTA会長・副会長）の参加を得て、構成員全体による「御所野小いじめ防止対策委員会」また、教職員による「校内いじめ防止対策委員会」を組織します。
- ・これらの委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・日常の取組については、必要に応じてスクールカウンセラーを加え、「校内いじめ防止対策委員会」で情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者と地域の連携

校報やＰＴＡ活動などをおし、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談機関や相談窓口等の活用について、広くお知らせします。

- (１) 生徒指導だよりによる情報発信
 - ・校内外で起こっている問題行動等について情報を提供し、保護者とともに考えるようにします。
- (２) 学年・学級懇談会における説明・協議
 - ・学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。
- (３) 御所野連合子ども会、ＰＴＡとの連携
 - ・御所野連合子ども会との情報交換、ＰＴＡ、御所野学院中高等学校とともに行う地域合同巡回、御所野学院生徒指導部との情報交換会など、校外からの情報を集めます。
- (４) 他校や地域の情報の活用
 - ・秋田市生徒指導連絡協議会や南部地区情報交換会等での情報を活用します。
- (５) ホームページの活用
 - ・学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。
- (６) 相談機関、相談窓口の周知
 - ・学校以外の相談機関や相談窓口などを紹介します。

＜いじめや不登校に関する相談＞

いじめ・不登校等教育相談（秋田市教育研究所内） ０１８－８６６－２２５５

０１８－８６５－００５６

秋田市教育委員会学校教育課 ０１８－８８８－５８０８

秋田市子ども家庭センター ０１８－８２７－６０１７

秋田市少年指導センター（わかくさ相談電話） ０１８－８８４－３８６８

２４時間子供ＳＯＳダイヤル（全国統一ダイヤル） ０１２０－０－７８３１０

いじめ緊急ホットライン（「すこやか電話」秋田県中央教育事務所）
０１２０－３７７－９０４

やまびこ電話（２４時間対応・県警察本部） ０１８－８２４－１２１２

チャイルド・セーフティ・センター（アルヴェ内・県警察本部）
０１８－８３１－３４２１

秋田県子ども・女性・障害者相談センター（中央児童相談所）
０１８－８２４－４１５２

（フリーダイヤル） ０１２０－４２－４１５２

秋田いのちの電話 ０１８－８６５－４３４３

子どもの人権１１０番（秋田地方法務局） ０１２０－００７－１１０

こころの電話相談室（秋田県精神保健福祉センター） ０１８－８３１－３９３９

少年サポートセンター（秋田東警察署） ０１８－８２５－５１１０

7 PDCAサイクルによる年間計画と、取組の検証

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	委員会等
4月			学級開き・学年開き				・生徒指導部会(P) ・子どもを語る会①(P) ・校内いじめ防止対策委員会(P)
5月	見守り隊との出会い					(PLAN)	・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会 ・子どもを語る会②(P) ※簡易な生活アンケート
6月			連休中の生活	※地域巡回(通年)	Q-Uアンケート		・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会 ・御所野小教育を語る会① ・生活アンケート分析(C)
7月			異年齢、異学年交流			(DO)	・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会
8月			生活アンケート①			(CHECK)	・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会
9月			授業実践			(D)	・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会
10月			教育相談・個人面談			(C)	・生徒指導部会
11月			夏季休業	長期休業中の生活			・生徒指導部会
12月			異年齢、異学年交流			(ACTION)	・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会 ◎御所野小いじめ防止対策委員会①(C) ・御所野小教育を語る会② ※簡易な生活アンケート
1月			前学期終了・後学期スタート				・生徒指導部会 ・子どもを語る会③(C) ・校内いじめ防止対策委員会
2月			自然体験				・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会
3月			異年齢、異学年交流			(A)	・校内いじめ防止対策委員会
4月			中学校体験入学				・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会
5月			授業参観での授業(道徳)			(A)	・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会
6月			生活アンケート②			(C)	・生活アンケート分析(C)
7月			教育相談・個人面談			(C)	・生徒指導部会
8月			冬季休業	長期休業中の生活			・生徒指導部会
9月			学校保健委員会	PTAの共通理解		(C)	・校内いじめ防止対策委員会 ・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会 ◎御所野小いじめ対策委員会②(C) ・御所野小教育を語る会③ ※簡易な生活アンケート
10月			異年齢、異学年交流			(A)	・生徒指導部会 ・校内いじめ防止対策委員会(P)
11月			授業参観での授業(道徳)			(A)	
12月							
1月							
2月							
3月							

◎御所野小いじめ防止対策委員会(学校運営協議会委員等+校内いじめ防止対策委員での会議)
取組達成目標(未然防止の取組、アンケート・個人面談の実施、校内研修の実施、等)を設定し、達成状況を評価する。また、毎月の企画会で情報交換する。